

【エクアドル内政:2015年11月】

1. 内政

(1) 閣僚の交替

- (ア) コレア大統領は、13日付大統領令第814号及び同第815号新たに保健大臣と炭化水素大臣を任命し、また、25日付大統領令第835号により危機管理庁長官を任命したところ、辞任した閣僚および新閣僚の氏名は以下のとおり。
- (イ) 辞任した閣僚
カリナ・イサベル・バンセ・マフラ保健大臣
ペドロ・メリサルデ・パボン炭化水素大臣
マリア・ピラル・コルネホ・デ・グルナウエル危機管理庁長官
- (ウ) 新閣僚
マルガリータ・ベアトリス・ゲバラ・アルバラード保健大臣
カルロス・パレハ・ヤヌセッリ炭化水素大臣
ルイス・ハラミージョ・アリアス危機管理庁長官
- (エ) ゲバラ保健大臣は、保健省リオバンバ保健地区コーディネーターを務めていた。
- (オ) パレハ炭化水素大臣は、石油業界で35年の職務経験を持ち、本年7月よりエクアドル石油公社（PETROECUADOR）の総裁を務めていた。総裁となる前は、ペトロエクアドルにおいてエスメラルダス製油所プロジェクトを担当していた。
- (カ) ハラミージョ危機管理庁長官は、2012年から2014年にかけてエクアドル海軍総司令官を務めたほか、2008年から2010年にはPETROECUADORの総裁を務めた。

(2) コレア大統領による2017年大統領選挙不出馬宣言

- (ア) 13日（金）、コレア大統領は大統領及び地方自治体の首長等の無制限再選に関する憲法修正案に移行期間を設ける見通しであると述べ、自身は2017年大統領選挙には出馬しないと表明した。（当館注：実際に国会で成立した憲法修正においては、2017年5月24日より無制限再選可能に関する憲法修正が発効することとなった。）
- (イ) コレア大統領は、「無制限再選に関する憲法修正の目的は、国民が過去の当選歴に関わらず政治的職務に最適な人を選ぶという、民主主義における権利を実現することであるが、反政府派は、自分（コレア大統領）及び国会議員らが権力に居座り続けるために推し進めていると批判している。自分（コ

レア大統領)の関心は、権力ではなく国民に仕えることであり、2017年の大統領選には立候補しない。また、移行期間を設けることで、2013年から2期に亘って国会議員を務めている議員ら(当館注:40人内32人がAP議員)も2017年の国会議員選挙に出馬することができなくなる。」と説明し、時期大統領選において、まとまりがなく分断されている野党陣営に対抗するのは難しくなく、与党APには大統領候補者となりえる者が多くいるが、政治的に最も重要となるのは、国会での議席獲得であるとの見方を示した。

- (ウ) 憲法修正案に対し、ネボット・グアヤキル市長(2000年から現職。移行期間付の無制限再選憲法修正が成立すれば、次回の市長選には出馬できないことになる。大統領選には出馬しないと発言している。)及びギジェルモ・ラソ(野党CREO指導者。2013年大統領選では得票率2位で、2017年大統領選に出馬する見通し。)らは、国会ではなく、国民投票による国民の判断を仰ぐべきであると批判した。

(3) 当地主要紙による次回大統領選挙に関する世論調査

- (ア) コレア大統領が出馬しない意向を表明したことを受け当地主要紙が実施した時期大統領選挙に関する世論調査において、どの候補者に投票するか決まっているどうかを問う質問に対し、キト市民とグアヤキル市民の66%は「誰に投票すべきかわからない」と回答した。
- (イ) コレア氏以外の有力候補者が誰かを問う質問に関し、44%が「わからない」、22%が「有力候補者なし」、20%が「モレノ前副大統領」、9%が「グラス現副大統領」と回答した。(なお、モレノ氏もグラス氏も与党AP所属)
- (ウ) モレノ前副大統領と野党有力者(ロダス・キト市長、ラソCREO党指導者、ネボット・グアヤキル市長(PSC党)との支持率を比較する人気投票においては、モレノ氏への支持が全ての野党有力候補者への支持を大幅に上回る結果となった。

(4) 憲法修正案に関する最終報告書の国会提出

- (ア) 23日、憲法修正案に関する最終報告書が憲法修正特別委員会(Comision Ocasional de Enmiendas Constitucionales)で可決され、24日同報告書が国会に提出され、憲法修正に関する第二回国会審議が行われることとなった。
- (イ) 最終報告書においては、当初の16の憲法修正案から以下のような変更がなされた。①公職者の再選(憲法第114条)及び大統領の再選(憲法第

144条)にかかる修正案に関し、「これらの修正は2017年5月24日から発効する」との留保を付す。(当館注:大統領等の無制限再選を可能とする憲法修正案に付された留保条項にある「2017年5月24日」は、2017年大統領選挙の当選者の就任日にあたるため、同留保によりコリア現大統領は2017年選挙に立候補することは出来なくなる。)②労働の権利(憲法第326条)にかかる修正案に関し、「司法機関は、憲法修正発行以降180日以内に、憲法修正規定に則り公共部門を律する法律(当館注:行政関連法及び団体契約されている職員につき労働法)の改正法案を可決させる」との留保を付す。③護民官組織の代表(憲法第214条)に関する修正案を廃案にし、最終的に15の憲法修正案となった。④全体留保の追加:国会により可決された憲法修正案は、憲法第424条による憲法の優位性の原則の効力及び適用を損なうことなく、他の下位法に沿う形で改善及び調和、適応されなければならない。(当館注:簡略化すると、他の下位法は憲法修正案に従って変更されなければならない、の意。)

(ウ)これに対し、ラソ氏(CREO党指導者)は多くの支持者を率いて、国民投票を求めるデモ行進を行い反発した。また、ネボット・グアヤキル市長も「国民に信を問うことなく憲法修正を認めることは民主主義プロセスの侵害である。被害を受けているのは国民で、それは修正案の内容によってではなく、審議プロセスから排除されたことによって受けているものである。」として、国民投票を経ない審議過程を批判した。

2. 外交

(1) COP21に向けたCELAC外相・環境相会合

(ア)6日、キト市UNASUR本部において、COP21に向けたCELACの共通の立場調整のためのCELAC外相・環境相会合が加盟国27カ国の代表の出席を得て開催された。

(イ)外相らは、COP21においては、気候変動へ効果的に対処するため、拘束力のある合意を得ることが必要であり、環境問題に対する主要な責任はラ米地域の国々ではなく、主要な産業を持つ大国が負うとの共通の立場を確認し、20の事項に合意した。

(2) コリア大統領の第4回南米アラブ・サミット出席

(ア)コリア大統領は、10日から13日にかけて第4回南米アラブ・サミット出席のため、メリサルデ炭化水素大臣、ポベダ戦略部門調整大臣及びラソ外務副大臣と共にサウジアラビアの首都リアドを訪問した。

- (イ) コレア大統領は滞在期間中、ハマド・カタール国首長、サルマン・サウジアラビア国王らとの首脳会談を行い、産油国各国に対し、生産量制限による原油価格コントロールを提案した。
- (ウ) コレア大統領は、海外メディアとの記者会見において、「アラブ及び中南米による平和の実現と人権擁護及び多国間協力に関する取り組みに満足しており、アラブ・中南米サミットは南米におけるUNASURやCELACと同様、平和の文化を推進する枠組みとなるべきであると考え。」と述べた。
- (エ) 同サミットに出席した34カ国の代表らは、リアド宣言を採択し、ラ米及びアラブ両地域は、宗教、カルト、思想グループ等に関係するあらゆる形態のテロを批判し、4年以上続くシリア紛争について、前回のジュネーブ国際会議で採択されたジュネーブ声明に基づいて平和裏に解決されるよう求めた。また、イエメンにおける紛争についても、国連決議及び国連の協力によるリビアでの政治的対話による解決に向けた努力を支持するとしたほか、パレスチナ問題についても、国際決議に則り、公平な世界レベルでの解決を支持するとした。

(了)